

鎌倉市農業振興協議会

報告書

平成 22 年 4 月 27 日

鎌倉市農業振興協議会

目 次

1. 鎌倉市農業振興協議会報告書をまとめるにあたって……………	1
2. 鎌倉市の農業の現状……………	1
(1) 農業の歴史	
(2) 農地面積	
(3) 農業振興地域面積・農用地区域面積	
(4) 遊休農地面積	
(5) 農業従事者数等	
(6) 主要作物と流通	
3. 鎌倉市の農業の特色 ……………	4
(1) 「七色畑」	
(2) 「鎌倉（ブランド）やさい」	
4. 鎌倉市の農業の課題 ……………	4
(1) テーマ1：農地・農道の基盤整備【農業の生産基盤の整備】	
(2) テーマ2：新たな担い手の育成・確保	
(3) テーマ3：鎌倉ブランド野菜の振興【安全・安心な野菜の供給、地産地消】	
(4) テーマ4：遊休農地の活用【農地の有効活用】	
(5) テーマ5：市民と農業者の交流	
(6) テーマ6：直売所【地産地消】	
5. 新たな施策の提案 ……………	6
(1) 鎌倉市の農業を知ってもらうためには	
(2) 遊休農地解消対策について	
6. 今後の課題……………	10

【資料】

鎌倉市農業振興協議会開催経過
鎌倉市農業振興協議会委員名簿
鎌倉市農業振興協議会設置要綱

1. 鎌倉市農業振興協議会報告書をまとめるにあたって

本協議会は、農業関係者のほか流通・飲食・教育の関係者、学識経験者、関係行政機関による委員 20 名が、平成 20 年 5 月 1 日付けで鎌倉市長から委嘱を受け発足した。

平成 20 年度から 21 年度の任期中に、協議会の各分野の委員が「鎌倉の農業振興について」様々な角度から協議を行ったので、このたび、その成果を報告書にまとめるものである。

協議会における協議の経過の概略は次のとおりである。

(1) 鎌倉市の農業の現状について、委員の認識の共有

市から関連資料・データの提供を受けるとともに、JAさがみ鎌倉市青壮年部作成資料により「地産地消を実現した 鎌倉ブランド」の取組みについて説明を受けた。

また、市街化区域内の農地、農業振興地域内農地や鎌倉市農協連即売所の見学会を実施し、農業者委員から現地で鎌倉市の農業の現状を聴取した。

(2) 鎌倉市の農業の現状と課題、今後の施策についての協議

①農地・農道の基盤整備、②新たな担い手の育成・確保、③鎌倉ブランド野菜の振興、④遊休農地の活用、⑤市民と農業者の交流、⑥直売所の 6 つのテーマを定め、それぞれの現状と課題を洗いだし、今後の施策について協議した。

協議の結果、今期の協議会では、地産地消を含めた視点で鎌倉ブランド野菜の振興、市民と農業者の交流、遊休農地の活用について、集中して協議をすることとした。次章以降に協議結果をまとめた。

2. 鎌倉市の農業の現状

本協議会では、農地等の現地視察を行うとともに市からデータ資料を得て協議を始めたので、現状についてまとめて記載する。

(1) 農業の歴史

かつて鎌倉市の農業は全市的に稲作が中心で、平地のほとんどは水田であった。昭和 40 年(1965 年)以後の市街化の進行に伴って水田は消滅し、畑の大部分も宅地化が進んだ。現在、市内に残されている農地は市域の約 3% (約 107ha) となっている。その中で、市西部の手広地区と市北西部の関谷・城廻地区の市街化調整区域内農地は本市農業の核として重要な役割を果たしている。

(2) 農地面積

現在、市内の農地面積は表 1 のとおり微減傾向にある。

表 1 鎌倉市の農地面積

年 度	市街化調整区域内	市街化区域内(生産緑地)	合 計
平成 21 年度	74.2ha	32.8ha(17.7ha)	107ha
平成 20 年度	74.6ha	33.4ha(17.8ha)	108ha
平成 19 年度	75.4ha	34.6ha(17.8ha)	110ha

(3) 農業振興地域面積・農用地区域面積

市内関谷・城廻地区の農業振興地域（今後相当長期（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業の振興を図るべき地域（農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第 6 条）の面積及び農用地区域（農振法に基づき、市町村が農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定める「農用地として利用すべき土地の区域」）面積は次のとおり。

- ①農業振興地域面積……115ha（うち農地は約 57.6ha）
- ②農用地区域内面積……47.9ha（農業振興地域の 41.7%）

(4) 遊休農地面積

平成 21 年 11 月の市と市農業委員会の調査によると、表 2-1 のとおり、関谷・城廻地区の農業振興地域農用地区域における遊休農地面積は約 3.5ha となっている。前年同期に比較し、遊休農地が約 1.3 ha 増加したのに対し、解消された遊休農地が約 1.9 ha あり、差し引き 0.6 ha の減少となったものである。21 年 6 月に実施した遊休農地所有者に対する意向調査を機に、耕作、耕運にあたった所有者がいたと報告があった。

遊休農地となっている主な理由は表 2-2 のとおり、「一時的な休耕」の他、「道路条件が悪い」、「長期間遊休となっていたため整地が困難」、「従事者（後継者）不在」などである。

表 2-1 関谷・城廻地区の農業振興地域農用地の遊休農地面積

年度	区分	筆数	面積(ha)	割合(%)
平成 20 年度	遊休農地	62	4.1	8.6
平成 21 年度	解消された土地	24	1.9	
	新たに増えた土地	18	1.3	
	遊休農地	54	3.5	7.3

* 割合は、市内の農業振興地域内農用地(47.9ha)に占める割合

表 2-2 遊休農地となった理由

	理由	回答数(筆ごと)	割合(%)
1	一時的な休耕	16	34.0
2	道路条件が悪い	12	25.5
3	長期間遊休となっていたため整地が困難	10	21.3
4	従事者(後継者)不在	9	19.1
5	遠距離のため通作困難	7	14.9
6	その他	15	31.9

* 回答は 31 件(47 筆)に対するもので、複数回答あり

(5) 農業従事者数等

- ①農家数（農業委員選挙資格を有する農家）：平成 22 年 1 月 29 日現在
179 戸、372 人
- ②地区別戸数（農業委員選挙資格を有する農家）：平成 22 年 1 月 29 日現在
鎌倉・腰越地区 30 戸、深沢地区 45 戸、大船地区 39 戸、玉縄地区 65 戸
- ③年齢別経営者数と平均年齢（2005 農業センサスより）
経営者数は 84 人で、その平均年齢は 64.2 歳。

表 3 農業従事者の平均年齢 (人)

年齢	経営体	年齢	経営体	年齢	経営体
30～34	3	50～54	11	70～74	9
35～39	0	55～59	5	75～	19
40～44	2	60～64	10	合計	84
45～49	7	65～69	18	平均年齢	64.2 歳

(6) 主要作物と流通

- ①主要作物（収穫量順 平成 19 年度 神奈川県農林水産業動向表より）
ダイコン (341 t)、トマト (263 t)、キュウリ (168 t)、ジャガイモ (165 t)、
キャベツ (145 t)、ホウレンソウ (121 t)。その他に、カブ、人参、はくさい、サトイモ、小松菜、レタス、ブロッコリー、玉葱、ナスなどの生産がある。
- ②流通
一般的な「市場出し」（鎌倉市青果地方卸売市場）のほか、「鎌倉市農協連即売所」に登録し、販売を行っている。また、スーパーマーケット等への流通、引き売りも行われている。
その他、秋の収穫まつり、鎌倉・腰越漁業協同組合の朝市、各種イベントで

の販売や、小学校・保育園の給食の食材としても利用されている。

3. 鎌倉市の農業の特色

鎌倉市の農業は生産地と消費地が近接した典型的都市型農業で、低農薬・減化学肥料で栽培した「鎌倉(ブランド)やさい」は鎌倉市の農業の強みになっている。

(1) 「七色畑」

鎌倉市の農業特産物として特筆すべき品種はないが、良好な気候・風土から年間を通して生産される作物の品種は多く、いわゆる「七色畑」が鎌倉市の農業の特色といえる。直売農家が年間に作付けする品種は約 60 品種にも及んでいる。

また、レストランやホテルからの要望で西洋野菜を作る農家も増えている。

(2) 「鎌倉(ブランド)やさい」

平成5年から、JAさがみ、農業者及び市が連携をし、農産物のブランド化の検討を開始した。現在は鎌倉ブランド会議となり鎌倉ブランドの推進活動を行っている。鎌倉ブランドマークを使用できる農家は、新鮮・安全・安心な農産物を生産することなどに同意した鎌倉ブランド登録農家である。

鎌倉ブランド登録農家を作る「鎌倉(ブランド)やさい」は、市内のスーパーマーケットや、青果店、鎌倉市農協連即売所で売られている。特に、鎌倉市農協連即売所は発足以来約80年の歴史をもつ神奈川県内で最も古い、農家の手による即売所として人気が高く、最近はしばしばマスコミにも取り上げられている。

この「鎌倉(ブランド)やさい」のさらなる品質向上に向けて、生産者・県普及センター・JAさがみ等で構成する研究会を設置し、試験栽培を経て、平成18年度からは植木剪定材堆肥に牛糞を配合して作られた鎌倉ブランド堆肥を登録農家へ低価格で提供している。なお、鎌倉市内から出される植木剪定材を用いることにより、環境保全型農業を推進している。

4. 鎌倉市の農業の課題

本協議会では、国の食料・農業・農村基本計画(平成17年3月策定)、神奈川県都市農業推進条例(平成18年4月1日施行)、かながわ農業活性化指針(平成17年3月策定)などと整合性をとりながら、鎌倉市の今後の農業施策を考えるために、次の6つのテーマをあげ議論を進めた。

テーマ1：農地・農道の基盤整備【農業の生産基盤の整備】

テーマ2：新たな担い手の育成・確保

テーマ3：鎌倉ブランド野菜の振興【安全・安心な野菜の供給、地産地消】

テーマ4：遊休農地の活用【農地の有効活用】

テーマ5：市民と農業者の交流

テーマ6：直売所【地産地消】

以下で、これまで本協議会で行った議論を踏まえ、意見、課題の整理を行う。

テーマ1：農地・農道の基盤整備【農業の生産基盤の整備】

農道の整備について、メリットとして畑の段差解消、農作業の効率化が図られた一方、小規模農家では必ずしも効率化に結びつかない、一般の人が農地に入り込み迷惑になるという指摘があった。

農地・農道の整備は、その必要性、整備箇所について農家の合意が必要であり、今後ともJAさがみと市が連携して農家の意向を把握する必要がある。

また、市が把握している農道の危険箇所については、市総合計画第2期基本計画中期実施計画(平成21年度～25年度)に登載し対応するように進言した。

テーマ2：新たな担い手の育成・確保

農業者からは、「新規就農者から、採算がとれず苦勞した、既存農家との共存が難しかったなどという話を聞いた。ある程度農業についての勉強や就農先の地域を理解した上で就農して欲しい」という意見があった。

農業従事者の高齢化や農業経営の困難さから、後継者や新たな担い手を確保することが難しくなっている。このため、既存農家の新規就農者に対する考え方を整理することや就農に向けた手法を調査し、本市の現状に見合った手法を検討する必要がある。現在の農業を維持していくためには、新たな担い手の育成・確保が必要であるという共通認識が必要である。

このテーマは、「テーマ4：遊休農地の活用」、「テーマ5：市民と農業者の交流」と関連している。新たな担い手のための農地の確保は大変難しいが、遊休化している土地など、農業従事者のいない土地を利用集積で新規の就農者に使用してもらうことができるようなしくみの検討が必要である。

テーマ3：鎌倉ブランド野菜の振興【安全・安心な野菜の供給、地産地消】

鎌倉(ブランド)やさいは、安全で新鮮、生産者の顔が見えることという点で評価されている。鎌倉(ブランド)やさいの「ブランド」とは、「鎌倉でとれた安全な」という意味だが、市民意識調査によると、「鎌倉ブランドやさい」の認知度は必ずしも高くないという。こうした現状を踏まえ、現在の品質を維持しながら、生産の拡大が可能かを検証する必要がある。安全・安心な野菜の供給は、「テーマ6：直売所」にも繋がっている。鎌倉(ブランド)やさいが市民の食卓にのぼり、市民が鎌倉(ブランド)やさいや鎌倉市の農業について、もっと関心を持ってもらうことが必要である。

テーマ4：遊休農地の活用【農地の有効活用】

限られた農地をいかに効率的に活用するかが課題である。農地が遊休化してしま

う原因には、所有者の意識のほか、土地への進入路の不具合などの問題もある。

国の耕作放棄地全国調査での状況把握、解消へ向けた所有者との交渉など、丁寧に行っていく必要がある。すでに、市農業委員会が中心となって実施している遊休農地解消事業については、評価したい。今後、農地の有効活用の様々な手法を市の実情に合わせて検討する必要がある。

テーマ5：市民と農業者の交流

J Aさがみ鎌倉市青壮年部では、毎年市内の親子を対象にした「親子農業体験」を行っている。市民と農業者が交流するイベントとしては、秋の収穫まつりや漁業協同組合の朝市などがあるが、実際に市民が農業者とともに、農業に触れることができ、農作業に参加できるしくみは少ない。他市の事例などを参考に鎌倉市で活用できる方法の調査・検討が必要である。

テーマ6：直売所【地産地消】

鎌倉市農協連即売所が人気であるが、同じような施設が駅の近くや子ども連れでも行くことのできるような所、勤め帰りの人が寄れる所などもっと増えると良い。出荷できる農家、出荷したい農家がいるかを調査して欲しいとの声がある。直売所は、用地の確保や出荷する農家など様々な課題があるため、まず、市民に鎌倉（ブランド）やさいや鎌倉市の農業についてもっと知ってもらう方法の検討が必要である。

5. 新たな施策の提案

前章の鎌倉市の農業の課題の整理をもとに、本協議会では「鎌倉の農業を知ってもらうためには」と「遊休農地解消対策について」の2つの課題について議論を深めたので、以下で具体的な施策を提案する。

(1) 鎌倉市の農業を知ってもらうためには

「テーマ3:鎌倉ブランド野菜の振興」と「テーマ6:直売所」の議論では、市民に鎌倉市の農業を知ってもらう方法の検討が必要であるとの結論であった。そこで、鎌倉市の農業を知ってもらうために、市民の「鎌倉やさい」を「知りたい」「食べたい」「作りたい」という3つの視点から、農業者、各種団体、市民及び行政が一緒に取り組める施策を検討した。

① 鎌倉市の農業についての情報発信

鎌倉市の農業の現状を把握してもらうためには、情報の発信が不可欠である。インターネットを活用した情報発信に取り組む必要がある。

② 生産場所のPR

「鎌倉（ブランド）やさい」を生産しているのは、鎌倉市の農業の中心地である鎌倉市農業振興地域（関谷・城廻地域）などの畑である。こうした場所に鎌倉ブランドマークをつけた立て看板を設置し、市民にPRする。

③「鎌倉（ブランド）やさい」販売マップの作成

「鎌倉ブランドの農産物」の認知度が低い子育て世代をターゲットに、「鎌倉（ブランド）やさい」販売マップにより「鎌倉（ブランド）やさい」のPRを努める。

④「鎌倉（ブランド）やさい」のカレンダー・レシピ集の作成

一年を通じて生産されている鎌倉やさいは、採れる時期が旬であり、「鎌倉（ブランド）やさい」のカレンダーによる旬の野菜のPRを進める。また、旬の野菜を使った鎌倉ならではのレシピを市民から募集する。

⑤「鎌倉（ブランド）やさい」取扱いの飲食店によるPR

「鎌倉（ブランド）やさい」を使用している市内の飲食店で「鎌倉（ブランド）やさい使っています」というPRを行ってもらい、「鎌倉（ブランド）やさい」と「地産地消」の周知を推進する。

⑥鎌倉の農業紹介ビデオの作成

食の安全・安心は子どもたちの成長にとり重要な要素である。子どもたちにも食の安全・安心や地産地消に関心を持ってもらうため、鎌倉ケーブルテレビなどと協働で、子どもたちに向けた「鎌倉市の農業がわかる」番組やビデオ制作を進める。

⑦直売所の増設

鎌倉地域以外でも手軽に「鎌倉（ブランド）やさい」が入手できるように、公共的施設などを活用して直売できる場所を検討する。

(2) 遊休農地解消対策について

「テーマ4:遊休農地の活用」の議論では、「テーマ2:新たな担い手の育成・確保」や「テーマ5:市民と農業者の交流」と関連して、遊休農地を解消し活用する方策を考えるべきとの結論であった。

遊休農地は全国的な課題であり、農地法改正により、いかに農地を利用していくかが問われている。本市の農振農用地区域における遊休農地面積は決して大きくはないが、限られた農地を有効活用するという視点を持つ必要がある。このため、本協議会では、鎌倉で生産される農作物を食卓への思いから、農地の有効活用に焦点を当て、市と市農業委員会が平成21年6月に実施した遊休農地所有者の意向調査（表5参照）を参考に、遊休農地解消のための施策の検討を行った。

表 5 遊休農地所有者の意向

	理由	回答数(筆ごと)	割合(%)
1	自ら(後継者を含め)耕作を行いたい	24	51.5
2	農地として貸付したい	13	27.7
3	農地として売却したい	12	25.5
4	農作業の委託を行いたい	2	4.3
5	その他	10	21.3

*回答は 31 件(47 筆)に対するもので、複数回答あり

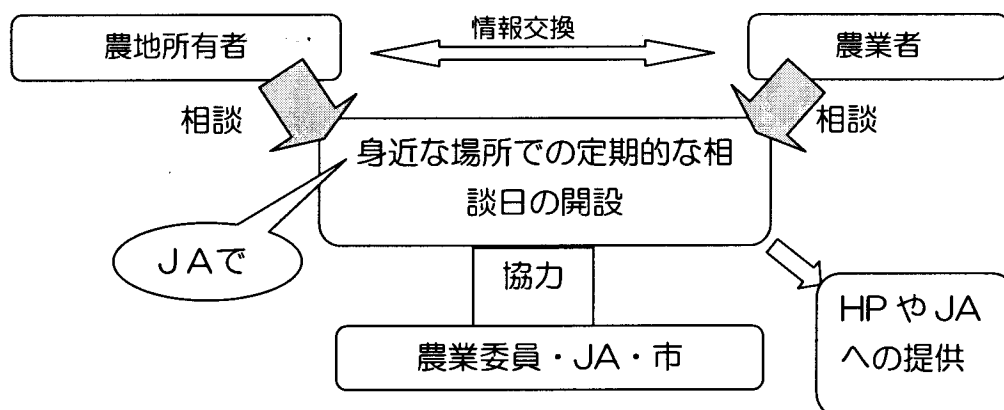
ア 相談体制の確立

次のとおり、市内農家から農地に関する相談を受けることのできる仕組みづくりを検討する。

① J A施設内での定期的な相談日の開設

農業者にとって J Aさがみは、身近な場所である。J Aさがみは農業者にとり豊富な情報を所有しているので、相談場所としては適していると考えられる。農業委員や J Aさがみ職員の協力を仰ぎ、市産業振興課職員、市農業委員会事務局職員などを相談員として窓口配置する。

相談体制のイメージ



② 農地の貸し借りの情報収集

市は、市農業委員会の協力により、農業者の相談や現地調査で得た「農地を貸したい、借りたい」という情報を集約し、個人情報に配慮した上で一覧表にまとめる。この一覧表を市ホームページや J Aさがみなどで公開し、農家へ情報を提供する。この情報を基に農地の貸し借りを進め、遊休農地の解消に繋げていく。

ホームページを利用した農地貸借情報のイメージ

- ホームページへの掲載や J A に一覧表を設置
- 誰でもみることができるように
- 情報提供者の個人情報を保護

掲載例

貸したい農地

場所	面積 (㎡)	坪	形状	地図	写真	作付状況	現況
関谷〇〇	1,000	303	長方形		なし		雑草繁茂

借りたい農地

場所	面積 (㎡)	坪	写真	その他
関谷地区	500	152	なし	〇〇

③ 農業者の状況把握

相談体制を確立することで、人手不足や高齢化などで悩む農業者やそのニーズを把握し、農業者に対しての支援の方法の検討を図ることができる。様々な機会を利用し、市は、市農業委員会及びJAさがみの協力により状況把握に努めるべきである。

④ 農地として利用集積の推進

② 農地の貸し借り情報に基づき、意欲ある農業者へ農地を集める利用集積化を進め、遊休農地の解消と共に農業経営の効率化を図る。

なお、農地の貸し借りには、農地法の許可を受ける方法と農地法許可不要である農業経営基盤強化促進法による利用権設定という方法がある。前者は、50年までの借地が可能だが、後者は、3年程度の借地により、期間満了後は返還されるため安心して貸すことができるものである。農業者のニーズにあった手法により対応することが望ましい。

イ 担い手の育成等

本市のように限られた農地の中で新たな担い手を育成することはとても厳しいと考えるが、「鎌倉で農業をやりたい、農家を手伝いたい」というような方たちを受け入れることによって、市民の鎌倉市の農業への理解が深まると考える。また大切な農地を農業者が市民と一緒に守っていくということは、都市農業の継続に必要である。次のとおり、受け入れの仕組みづくりを検討する。

① 認定就農者の受け入れ

かながわ農業アカデミーなど農業関係機関との連携、協力を強化する。新規就農者について、「農業をやりたい」という就農希望だけでなく、鎌倉という地域と自分の農業に対する考え方を就農計画に反映させ、県知事の認定を受けた農業者を受け入れていく。

② 援農ボランティアの募集（市民との協働）

遊休農地の解消作業にあたっての草刈などそのお手伝いや農作業繁忙期などの人で不足の補助を行ってもらう「援農ボランティアの登録制度」について、他市

の事例を参考にし、検討を行う。

また受け入れ先の農家の方についても相談体制の制度を活用する。

③ 農業研修生の受け入れ

かながわ農業アカデミーなどからの就農体験受け入れをさらに進める。平成 21 年度中に、本市の農家が同アカデミーから研修生を受け入れたところ、研修生は実際の就農体験により鎌倉での就農意欲が増したとのことである。農業研修生の受け入れは容易ではないが、農家にも協力を要請していくべきである。

6. 今後の課題

本協議会の今回の任期（平成 20 年 5 月 1 日～平成 22 年 4 月 30 日）では、「テーマ 2:新たな担い手の育成・確保」、「テーマ 6:直売所」については十分な議論が出来なかった。

鎌倉市の農業を持続していくためにはこれらのテーマ重要であり、今後、次期協議会でしっかりと議論をしていくべきと考える。

鎌倉市農業振興協議会開催経過

- 平成 20 年 5 月 1 日(木) 第 1 回協議 (18 名出席)
(1) 委員の委嘱、正副会長選出
(2) 協議会の設立経過及び役割
(3) 鎌倉ブランドやさいの紹介
- 平成 20 年 6 月 4 日(水) 現地視察 (15 名参加)
(1) 市街化区域内の農地、農業振興地域内農地などの見学
- 平成 20 年 7 月 14 日(月) 第 2 回協議 12 名出席)
(1) 今後の農業施策について、6 つのテーマで検討の意見交換
① 農地・農道の基盤整備
② 新たな担い手の育成・確保
③ 鎌倉ブランドやさいの振興
④ 遊休農地の活用
⑤ 市民と農業者の交流
⑥ 直売所
- 平成 21 年 1 月 27 日(火) 第 3 回協議 (19 名出席)
(1) 今後の農業振興施策についての意見交換
(2) 第 2 回協議会での話し合いを踏まえて
(3) 遊休農地の活用、鎌倉ブランドやさいの振興
- 平成 21 年 7 月 3 日(金) 第 4 回協議 (18 名出席)
(1) 鎌倉の農業を知ってもらうためには?
(2) 遊休農地解消対策について
- 平成 22 年 2 月 8 日(金) 第 5 回協議 (15 名出席)
(1) 遊休農地解消対策について
- 平成 22 年 3 月 29 日(月) 第 6 回協議 (名出席)
(1) まとめ、報告書作成について
- (平成 22 年 4 月 河野会長が市長へ報告書を提出)

鎌倉市農業振興協議会委員名簿

職	氏名	所属	選出区分
会長	河野 英一	日本大学生物資源科学部教授	学識経験
副会長	石井 廣志	さがみ農業協同組合理事 鎌倉地区運営委員会副委員長	関係団体
委員	安齊 純子	市民	市民
**	安齊 清一	鎌倉市農業委員会委員	農業委員会
	安藤 隆	神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター 農政部地域農政推進課長	行政機関
	市田 知子	明治大学農学部准教授	学識経験
	内海 昭浩	さがみ農業協同組合 鎌倉市青壮年部委員長	農業者
	大場 孝幸	(株)イトーヨーカ堂大船店店長	流通関係
	柿澤 昭治	鎌倉料理飲食業組合組合長	飲食関係
	梶谷 義正	鎌倉青果株式会社役員	流通関係
*	衣巻 巧	神奈川県農業技術センター 普及指導部野菜課長	行政機関
*	小泉 紀久夫	さがみ農業協同組合 鎌倉市ハウス部会会長	農業者
*	田中 幸知子	さがみ農業協同組合 さわやか倶楽部鎌倉地区部長	農業者
	中島 由紀	市民	市民
	並木 忠明	神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター 農政部農地課長	行政機関
	林 えい子	市民	市民
*	南 康子	鎌倉市立小坂学校教頭	教育機関
	盛田 勝美	鎌倉ブランド会議委員	農業者
	山ノ井 信弘	さがみ農業協同組合 鎌倉地区運営委員会事務局副事務局長	関連団体
*	渡辺 由美子	鎌倉市食生活改善推進団体若宮会	関連団体

任期：平成20年5月1日～平成22年4月30日（2年間）

**任期：平成20年7月28日～平成22年4月30日

* 任期：平成21年6月24日～平成22年4月30日

	氏名	選出区分	任 期
	小泉 紀夫	農業委員会	平成 20 年 5 月 1 日～平成 21 年 6 月 23 日
	小泉 勝利	農業者	平成 20 年 5 月 1 日～平成 21 年 7 月 27 日
	三ノ宮 敦子	消費者	
	鳥山 弥代伊	教育機関	
	西山 とし子	農業者	
	矢野 佳之	流通関係	
	山元 恭介	行政機関	

鎌倉市農業振興協議会設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市の農業振興の充実と発展のため、鎌倉市農業振興協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項の連絡及び調整を行うものとする。

- (1) 農業振興の推進に係る全体的な方針などに関する事項
- (2) 農業振興施策の進捗状況に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、農業者、農業関係団体、関係団体から推薦を得た者、公募市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 特別の事項を協議するため必要があるときは、協議会に特別委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、議事その他会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 会長は、必要に応じて協議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 3 部会所属の委員は、会長が指名する。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は、部会長が会長に諮って招集する。

2 部会の会議の結果は、会長に報告するものとする。

(意見の聴取)

第9条 協議会及び部会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、この協議会を所管する課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。